

(宛先別添のとおり。) 殿

海上幕僚監部人事教育部長

(公 印 省 略)

将及び将補である海上自衛官に対する求職活動の支援に関する試行の
細部実施要領について（通知）

標記について、下記のとおり実施するので通知する。

なお、将及び将補である海上自衛官に対する求職活動の支援に関する試行の細部
実施要領（通知）（海幕援第 3 4 号。令和 5 年 3 月 3 1 日）は廃止する。

記

1 目 的

将及び将補である海上自衛官に対する求職活動の支援に関する試行の実施要領
について（通達）（海幕援第 3 3 号。令和 5 年 3 月 3 1 日）を実施するため、必要
な細部事項を定める。

2 職業訓練

(1) 訓練課目等

将及び将補である海上自衛官が受講可能な課目は、次のとおり。

区 分	課 目
部外技能訓練	1 介護職員初任者研修
	2 キャリアコンサルタント
	3 危機管理士
	4 事業継続管理者
	5 海技士
通信教育	別に示す。

文書管理者：海幕援護業務課長 一元的な管理に責任を有する者：

取得年月日： 作成年月日：2024.11.15 保存期間：10 年

保存期間の満了する日：2035.3.31 本紙を含め：4 枚・1 部 配布先： 箇所

(2) 受講希望の調査

海上幕僚監部人事教育部長は、将及び将補である海上自衛官であって、おおむね5年以内に定年により退職をすることを予定している者（以下「対象者」という。）に対して参加希望調査を通知する。

(3) 訓練等の実施

海上幕僚監部人事教育部長は、職業訓練を実施する就職援護担当部隊等の長と所要の調整の上、参加希望者へ参加予定者名簿を通知する。

なお、対象者が異動をする場合は、異動元と異動先の就職援護担当部隊等の長で調整する。

(4) その他

公資格取得に伴う交通費及び受験料並びに免許取得に伴う交通費、受験料及び免許手数料は個人負担とする。

3 退職管理教育

(1) 受講の方法

eラーニング（テキスト教材及び動画による自学自習）により実施する。

(2) 受講の実施

海上幕僚監部人事教育部長は対象者に対して、eラーニングに必要なテキスト教材等を配布するとともに、教育の要領を示す。

4 一般財団法人自衛隊援護協会が実施する求人情報の提供

(1) 求人情報の提供を希望する者は、求人情報提供希望届出書（以下「届出書」という。）（別紙様式）に必要事項を記入の上、海上幕僚監部人事教育部補任課長へ送付する。

(2) 海上幕僚監部人事教育部補任課長は、希望者から受領した届出書を人事教育局人事計画・補任課長へ速やかに提出するものとする。

5 利害関係企業等の確認要領

海上幕僚監部人事教育部補任課長は、人事教育局から一般財団法人自衛隊援護協会による求人情報の提供に係る営利企業等との利害関係について、確認の依頼があった場合は該当性について確認する。

関連文書：海幕援第33号（令和5年3月31日）

添付書類：別紙様式

海幕援第33号（令和5年3月31日）（所要の向きのみ。）

求人情報提供希望届出書

1 氏名等		届出年月日	
ふりがな		年	月 日
氏 名		生年月日	
(性別)	(男 ・ 女)	年	月 日
2 連絡先			
現 住 所	〒		
メールアドレス			
電話番号	自		携
	宅		帯
3 所属等			
現 所 属			
階 級			
離職予定の区分	☐ 定年により退職予定 ☐ 応募認定により退職予定		

注1： 所属欄については、部隊等付を命ぜられている場合は括弧書により、その直前に命ぜられていた補職における職務を記入する。

注2： 求人情報の提供を希望する者が、防衛大臣に対し本届出を行った場合の個人情報の取扱いについては、当該業務に関する事項でのみ活用されることについて、同意したものとする。

(宛先)

防衛大学校総務部長

統合幕僚監部総務部長

統合幕僚学校長

自衛隊中央病院長

情報本部総務部長

防衛監察本部総務課長

防衛装備庁長官官房人事官

海上幕僚監部総務、防衛、指揮通信情報、装備計画部長

海上幕僚監部監察官

海上幕僚監部首席衛生官

自衛艦隊司令官

護衛艦隊司令官

航空集団司令官

潜水艦隊司令官

掃海隊群司令

各地方総監

教育航空集団司令官

練習艦隊司令官

海上自衛隊潜水医学実験隊司令

海上自衛隊各学校長

海上自衛隊補給本部長

自衛隊横須賀病院長

各護衛隊群司令

各航空群司令

海洋業務・対潜支援群司令

開発隊群司令